

資料No.4  
別添資料

# 恵庭市漁町 住居表示実施計画

令和6年9月

恵庭市生活環境部市民課

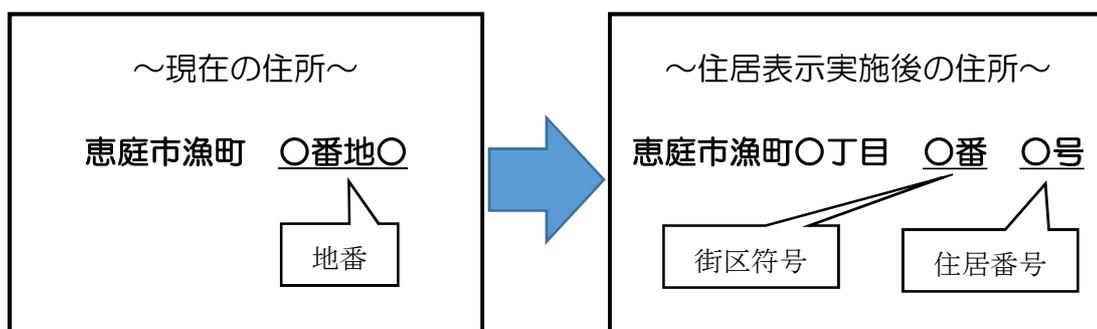
## 目次

1	はじめに	1
2	検討経過	1
3	実施区域	2
4	実施方式	2
5	町の区域及び町名の定め方	3
6	実施期日	3
7	実施までのスケジュール	4
8	標識類の整備	5

## 1. はじめに

住居表示事業は、住居表示に関する法律に基づき、住居の表し方を土地の地番による表示（〇〇町〇番地）から街区符号と住居番号による表示（〇〇町〇丁目〇番〇号）に改め、住所をわかりやすくするために行うものであり、当市では平成 7 年度から令和 2 年度までに 18 地区で実施している。

本計画は漁町における住居表示事業実施に向けた具体的なスケジュールや事業内容を定めるものである。



## 2. 検討経過

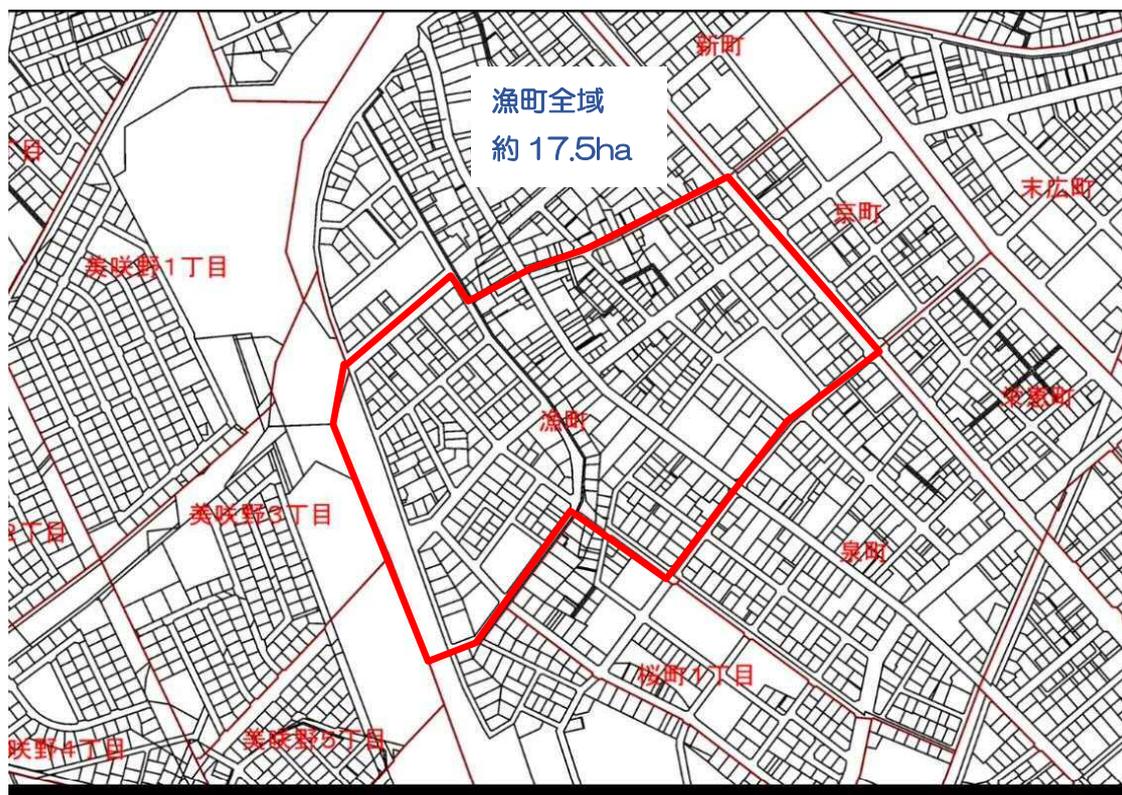
漁町は、平成 5 年度の住居表示基本計画策定時から実施を検討していた地区である。

平成 31 年度（令和元年度）に漁町町内会から住居表示の実施を希望する意向確認書の提出があったことから、令和 2 年度に事業実施に向けて住民説明会を開催する予定であった。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行により住民説明会の開催が困難となったことから事業は延期となっていた。その後、令和 5 年度に新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行したことから、事業を再開するため改めて漁町町内会から実施を希望する意向があることを確認した。

漁町は実施が効果的である地区であることから、令和 6 年 5 月に「恵庭市住居表示基本計画」を改定し、令和 7 年度の実施へ向けて事業を推進する。

### 3. 実施区域

漁町全域を実施区域とする。



### 4. 実施方式

住居表示の方法には街区方式と道路方式があるが、道路方式による住居表示の仕方は「○通り○号」というようになり町名が表れてこないため、当市においては全ての地区で街区方式により実施してきており、漁町においても街区方式により実施する。

## 5. 町の境界及び町名の定め方

「恵庭市住居表示実施基準」において、町の規模が概ね 12 万平方メートル以上の場合は丁目による分割を行うこととしているため、約 17.5 万平方メートルの規模である漁町においては丁目による分割を実施する。

また、同基準における町名の定め方は、区域が広い町を分割する場合は、従来の名称に丁目をつけることとしているため、漁町の分割後の名称は漁町〇丁目とする。

なお、町（漁町〇丁目）の境界については、町内会を通じたアンケートを実施する等できる限り住民の意向を反映し決定する。

## 6. 実施期日

住居表示の実施により住所が変更になるため、郵便物等の配達に影響があることから、できる限り住民負担が少ない時期になるように実施日を決定する。

また、住居表示実施日は、漁町に係る住民票等の証明書の発行ができないため、閉庁日である土曜又は日曜を実施日とし、正確な変更作業の推進と窓口の混乱防止に努める。

以上のことから、住居表示実施日は令和 7 年 9 月 27 日（土）とする。

なお、住居表示実施日前後の漁町への転入及び転居者には、住所及び本籍が変更となること等、丁寧な説明を行う。

## 7. 実施までのスケジュール

年月	項目	概要
令和6年 9月	住民説明会	漁町の住居表示実施について
令和6年 11月	第4回定例会議案提出	住居表示に関する法律第3条第1項の規定による住居表示実施区域及び方法について
令和7年 1月～2月	公示	住居表示に関する法律第5条の2第1項の規定による町の区域の新設、又は名称の変更について
令和7年 2月	第1回定例会議案提出	地方自治法第260条第1項の規定による町の区域の新設、又は名称の変更について
令和7年 3月～	告示	地方自治法第260条第2項の規定による町の区域の新設、又は名称の変更について
令和7年 4月～	現地調査 街区設定 住居番号付定	建物、居住者について
令和7年 9月	告示、通知、報告	住居表示に関する法律第3条第3項の規定による住居表示を実施する区域及び期日並びに住居表示の方法、街区符号及び住居番号について
令和7年 9月27日(土)	実施	

※随時、進捗状況等の周知文書を住民に配布する。

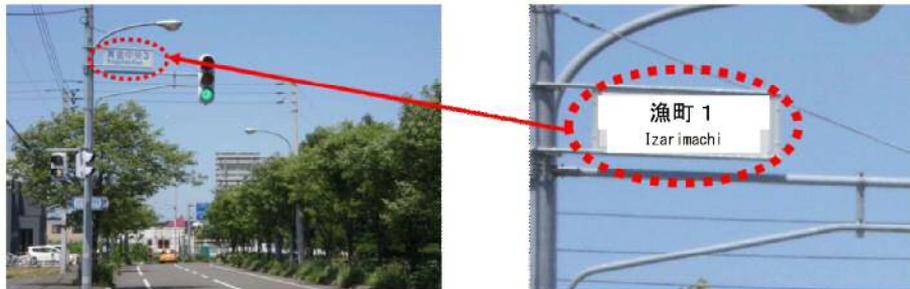
## 8. 標識類の整備

住居表示実施後の家屋等住所が来訪者にも分かりやすくするため、標識類の整備を行う。標識類の設置には道路占用や建物等所有者の許可など、具体的な協議により可否が決定するため、設置場所の変更などは柔軟に対応する。

### (1) 主要地点名表示板

漁町内の交差点信号機に添架する形式で表示板を整備する。なお、漁町内には信号機のある交差点が4箇所あるが、費用対効果を勘案し、内2箇所上添架する（別紙「主要地点名表示板及び街区案内板設置計画」参照）。

※協議先：道路管理者（北海道、恵庭市）、信号機管理者（千歳警察署）



### (2) 街区案内板

新しい町名毎の街区を住民及び来訪者に案内するために、さかえ公園に1基整備する（別紙「主要地点名表示板及び街区案内板設置計画」参照）。

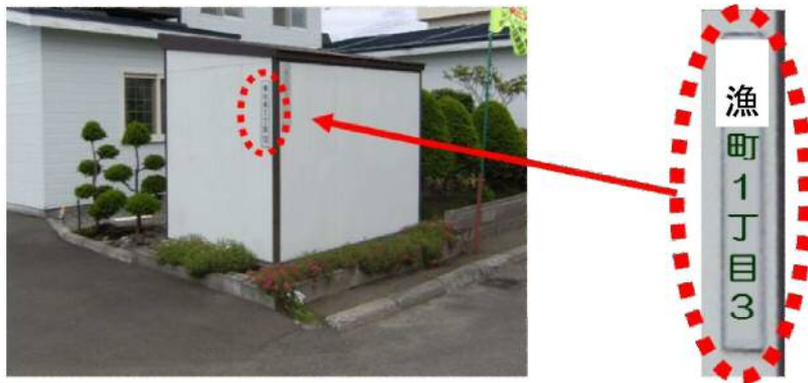
※協議先：公園管理者（恵庭市）



### (3) 街区表示板

各街区の角地にある住宅には、街区符号を分かりやすくするための街区表示板の設置を依頼する。なお、近年では新築住宅の外壁等への設置について承諾いただけないケースが発生しているため、所有者の意向及び周辺環境に応じて、電柱（北電柱及びNTT柱）への設置についても検討を行う。

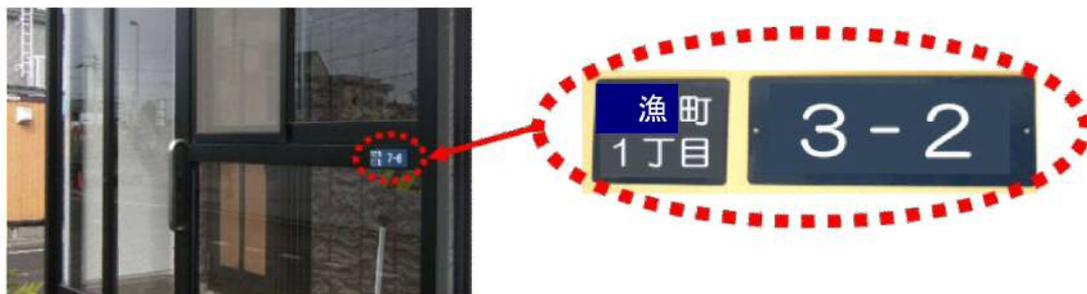
※協議先：建物所有者、電柱所有者（北海道電力、NTT）、道路管理者（北海道、恵庭市）



### (4) 住居番号表示板

住居番号を付した建物毎に住所を表示する表示板の設置を依頼する。

※協議先：建物所有者



## 主要地点名表示板及び街区案内板設置計画

